

東京都人権プラザ指定管理者評価委員会による二次評価

項目	評価内容
二次評価	B
管理状況	・ 協定、事業計画及び「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権プラザの設置目的に沿って、中立性・公平性の確保に留意しながら、幅広い人権課題に対応することを旨として、適切に管理運営に当たっている。 ・ 外部研修への積極的な参加、内部研修における外部講師の活用等、人権プラザの管理運営に当たり必要となる職員の能力向上に係る取組を継続的に実施している。また、自己啓発休業制度を新設し、職員を支援する制度の整備にも取り組んだ。 ・ 施設の管理運営に関する収支状況報告について、項目や明細等内容がより分かりやすくなるよう工夫することが望ましい。
事業効果	・ 展示室等を活用した事業を効果的に実施し、来館者総数が令和6年度比118.4%という高い水準となった。 ・ 人権相談について、「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS（LINE）相談の相談日を拡大するなど都民ニーズにも応え、令和6年度を上回る件数の相談に対応した。 ・ 各種講座について、積極的にオンライン配信を行った。オンライン配信を行った講座のオンライン受講者数平均は、令和6年度比110.8%と大幅に増加し、来館が困難な方々に対しても効果的に学びの機会を提供した。 ・ 来館者を対象とした施設利用に関するアンケート調査結果では、全項目が満足度98%を超える非常に高い水準であった。また、アンケートの意見をもとに案内表示を充実させるなど、更なる改善に努めている。 ・ 「インクルーシブシティ東京」の実現に向け、人権ディフェンダーになるためのプログラムの実施や子どもの権利について学ぶワークブックの作成など楽しみながら学べる工夫を凝らすとともに、特別展示の出張展示用パネルを作成し、ヒューマンライツ・フェスタ東京等での展示を行うなど、人権教育・啓発等を総合的に推進した。
その他	【特命要件の継続】 ・ 事業の中立性・公平性を担保しながら、東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動及び業務実績を着実に積み上げており、特命要件は継続している。

評価基準：次の4段階で評価

- ・「S」…管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
- ・「A」…管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
- ・「B」…管理運営が良好であった施設
- ・「C」…管理運営に良好ではない点が認められた施設